

## 第5回自殺総合対策の在り方検討会における主な意見

### ➤自殺総合対策の在り方検討会の取りまとめ方針について

- ・国として政府としてどういう方向であるかということ、基本法を踏まえた形でわかりやすく簡潔に国民に示すことが大切
- ・総合的な対策というのはどういうものなのか、総合的な自殺対策の在り方のようなことを国民にわかりやすく提示
- ・日本語の文章だけではなく英語の文章にもして情報発信すると、世界に日本の自殺対策がどうあるべきかということの情報がうまく伝えられるのではないか
- ・タイミングを計って情報を発信することは啓発においては非常に重要

### ➤民間団体の活動に対する支援について

- ・マスメディアを通じた社会啓発は民間団体が中心的な役割を担っている
- ・資金不足や慢性的な人手不足に悩まされ、自殺対策に取り組んでいる団体の多くでは、過労が蔓延している。やる気だけを頼りに活動を続けているのが実情
- ・自殺に対する偏見がまだまだ根強く、事務所の確保にも困っている
- ・自殺対策に関する啓発がまだ十分ではないため、自殺対策が社会貢献事業として認知されていない
- ・既に民間団体が実施している活動をてこ入れするというやり方は、自殺対策を推し進めていく上では非常に効率的、効果的
- ・民間団体の活動を地域対策の中にもうまく組み、地域と民間が連携しながら、現場に近いところにいる民間団体の豊富な経験や生の情報を地域対策の実践に活用することが自殺対策を推し進めていく上で重要
- ・行政は、それぞれの地域にどういった民間団体の活動があるということをもとに把握し、そのやる気を存分に発揮できるような環境を整備することが重要
- ・資金不足を補うための支援が重要。例えば業務委託、事業委託という形で積極的に民間団体の活動を支援、活動拠点の確保への支援、人材育成の面で研修会などを通しての支援
- ・活動内容を冷静に見極めた上で、例えば政府の会議の作業部会として民間団体の活動を位置付けると、公的な活動として周囲に見られるため、寄付を集めやすくなる
- ・連携可能な相談窓口をリスト化して民間団体に配布すると、民間団体は他機関・他団体と連携する上でのコスト（負担）を下げることができ、行政や他の機関との連携をもっとスムーズに模索することができるようになる
- ・自殺対策においては研究よりも民間団体の実践の方が先進的な場合が多いこともあり、警察統計など研究者に対して公開するものについては、民間団体にも積極的に情報提供、情報公開してほしい
- ・自殺予防については、電話相談と面接相談を連携させることによって、より有効な役割を果たすことができる。両方の機能が相まって自殺予防に相乗的な効果をもたらすことができる
- ・電話相談ができるようになるためには長期にわたる研修を受けている。たとえその後、電話相談をやめたとしても、その人たちは、地域でそういった問題に対する正しい知識を持っている核となる人として残る。その意味で、いのちの電話は壮大なパブリックエデュケーションということもできる

## ➤調査研究について

- ・従来の統計だけでは明らかにすることが困難であった実態を明らかにする、自殺に至る複雑な課程を明らかにするためには心理学的剖検は必須
- ・日本の自殺対策は少子高齢化の進展と社会構造改革という環境で取り込まれるため、社会的対策と精神保健を含む保険医療福祉対策の高度の組合せが必要
- ・自殺対策を効果的に進めるには自殺の実態等もだんだんと変化してくると予想されるため、実態と施策効果のモニタリングが不可欠
- ・調査研究は自殺対策を効果的にするための情報提供の必須の手段であり、自殺対策の緊急性から離れた研究を目的とするものではない
- ・遺族の方たちのケアの場を生かして、分かち合いの場を生かして実態を把握していくという方法が、調査と遺族支援とを両立させていく上でのポイント
- ・調査を進めていく過程自体が、遺族ケアが可能になるポイントを増やしていくということでもあり、それぞれの地域での自殺対策に関するネットワークをつくっていけることでもある
- ・自殺予防に関してはいつも違う立場の人が協力し合うということが大事。違う立場で違う調査やケアを進めるのはいい。互いに情報をフィードバックしながら、よりよい方向に向けて調査やケアを進めていく。最初はかなりこの種の調査には抵抗があるものだが、現場の声を聞きながら、進めていく必要がある。実態を明らかにする調査は不可欠

## ➤地域における対策について

- ・相談を受けに行く敷居を低くすることは、地域の相談窓口を充実させていく上でも重要なポイント
- ・地域で働く専門職は生活全体の中でかかわっているのだから、自殺問題だけでなく、普段からの信頼関係でかかわっていくべき

## ➤学校における対策について

- ・教職員の知識や対応能力の充実が必要

## ➤医療提供体制について

- ・平成20年から後期高齢者にふさわしい医療の制度がスタートするので、その中に明確に心のケアのメンタルヘルスケアを位置付けることが重要
- ・救命救急センターの中のかなりの割合が、メンタルな問題を抱えて未遂に至った例であり、そこでの何らかのかかわりが本来は必要だが、全国で見ても救命救急センターに精神科医あるいは臨床心理士が配置されている病院は限られている
- ・総合病院の中の精神科というものの位置付けが非常に今弱くなってきている
- ・救命救急センターで、専門の人がきちんとしたアセスメントをして、アフターケアの方策を立てるべき。その後に地域につなげたり、家族との関係を調整していくことが必要だが、その体制が非常に乏しい
- ・現在の医療施策が余りにも医療費の総合的な枠付けを削減という方向にあって、その総合病院における保険診療、精神科ベッドというのはほとんど持てない状況。深刻な問題のため、政策医療という位置付けが非常に重要
- ・高齢者にふさわしい医療、メンタルヘルスケアのアウトプットは、フォローアップの体制と、保険診療になじまないものは政策医療に位置付けるというような基本的な国の姿勢が重要
- ・中高年と高齢者の自殺に関しては、精神科は受診していなくても他科に受診している例が非常に多いため、総合病院や大学病院の役割が重要

## ➤自殺未遂者への支援について

- ・未遂者に対するケアは重要であり、さまざまなレベルでケアは行われるべき